



ギャンブル等への
のめり込みによる借金の場合、
**安易な肩代わりは
やめましょう。**

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまうたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

- GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

- （公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

- ギャンノン【家族・友人】

03-6659-4879

- （NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

- GAFA（ギャンプリング・ファミリーズ・アノニマス）【家族・友人】

050-1726-8070

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。



日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センターに、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

家計相談

のお悩み
してみませんか？

ギャンブル
依存

肩代わり

借金

債務

ヤミ金融

ローン



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency



多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。

正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、
後払い（ツケ払い）現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付
けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性
があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、
被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/
dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐ連絡してください。

金融庁のホームページでも多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

消 …… 一般消費者からの相談を受け付けている相談窓口

事 …… 事業者からの相談を受け付けている相談窓口

消 近畿財務局

9:00～12:00、13:00～17:00
(月～金曜日)
※祝日を除く

06-6949-6523

消 滋賀県消費生活センター

9:15～16:00
(月～金曜日)
※祝日・年末年始を除く

0749-23-0999

消 消費者ホットライン

※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

188

消 法テラス・サポートダイヤル

9:00～21:00 (月～金曜日)、
9:00～17:00 (土曜日)
※祝日・年末年始を除く

0570-078374

消 滋賀弁護士会法律相談センター

10:00～12:00、13:00～15:00
(月～金曜日)
※祝日除く

077-522-3238

消 滋賀県司法書士会

9:15～12:00、13:00～16:45
(月～金曜日)
※祝日を除く

077-525-1093

事 滋賀県 中小企業支援課
(しが金融ホットライン)

8:30～17:15
(月～金曜日)
※祝日を除く

077-528-3732

事 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
(ひまわりほっとダイヤル)

10:00～12:00、13:00～16:00
(月～金曜日)
※祝日を除く

0570-001-240

※電話で受付、面談により相談。
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。



法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テ
ラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなど
の条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施
しています。

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務に
ついて相談に応じることができます。認定司法書士は、個
別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人とし
て任意整理等の交渉をすることができます。